

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【公表番号】特表2016-510183(P2016-510183A)

【公表日】平成28年4月4日(2016.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-020

【出願番号】特願2015-556546(P2015-556546)

【国際特許分類】

H 04 R 25/00 (2006.01)

H 04 R 1/10 (2006.01)

H 04 R 3/00 (2006.01)

【F I】

H 04 R 25/00 H

H 04 R 1/10 1 0 4 Z

H 04 R 3/00 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月14日(2016.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つの音声再生要素(109, 110)を有すると共に第一のチャンネル(111)と第二のチャンネル(112)とを備える音声再生手段と、

入って来る音声信号のための入力部(120)と、

入って来る音声信号の該入力部(120)を前記第一のチャンネル(111)から前記第二のチャンネル(112)に切り替えるようになっている切り替え回路とを有し、

該切り替え回路には、第一の遅延素子(105)と第二の遅延素子(106)とがあり、該第一の遅延素子(105)は前記第一のチャンネル(111)用の遅延を形成し、該第二の遅延素子(106)は前記第二のチャンネル(112)用の遅延を形成し、

該第二の遅延素子(106)によって形成された前記第二のチャンネルの遅延は約25~85msの範囲で調節可能になっていることを特徴とする、聴力欠損を改善する装置。

【請求項2】

前記第一の遅延素子(105)によって形成される前記第一のチャンネル(111)の遅延が一定である、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記第一のチャンネルの遅延と前記第二のチャンネルの遅延とが相互に独立に調節可能である、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記第一のチャンネル及び第二のチャンネルの周波数応答を調節する手段(103, 104)をさらに有する、請求項1~3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記第一のチャンネルの周波数応答と前記第二のチャンネルの周波数応答とが相互に独立に調節可能である、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記第一のチャンネル(111)が左側のチャンネルであり、前記第二のチャンネル(112)が右側のチャンネルである、請求項1～5のいずれか一項に記載の装置。

【請求項7】

前記第一のチャンネル及び第二のチャンネルにおける信号を増幅する手段(107, 108)をさらに有しており、増幅は2つのチャンネルに対して別々に調節可能であり、又は両チャンネルに対して共通に増幅可能である、請求項1～6のいずれか一項に記載の装置。

【請求項8】

前記音声再生手段がスピーカー装置又はイヤホーンである、請求項1～7のいずれか一項に記載の装置。

【請求項9】

入って来る音声の前記入力部(120)に接続された1つ以上のマイクをさらに有している、請求項1～8のいずれか一項に記載の装置。

【請求項10】

2つの音声再生要素(109, 110)を有すると共に第一のチャンネル(111)と第二のチャンネル(112)とを備える音声再生手段と、入って来る音声信号のための入力部(120)と、入って来る音声信号の該入力部(120)を前記第一のチャンネル(111)から前記第二のチャンネル(112)に切り替えるようになっている切り替え回路とを有し、該切り替え回路には、第一の遅延素子(105)と第二の遅延素子(106)とがある装置を用いて聴力欠損を改善する方法であって、

前記第一の遅延素子(105)は前記第一のチャンネル(111)用の遅延を形成し、前記第二の遅延素子(106)は前記第二のチャンネル(112)用の遅延を形成し、

該第二の遅延素子(106)によって形成された前記第二のチャンネルの遅延は約25～85msの範囲で調節可能になっていることを特徴とする方法。

【請求項11】

前記第一の遅延素子(105)によって形成される前記第一のチャンネル(111)の遅延が一定である、請求項1\_0に記載の方法。

【請求項12】

前記第一のチャンネルの遅延と前記第二のチャンネルの遅延とが相互に独立に調節される、請求項1\_0に記載の方法。

【請求項13】

前記第一のチャンネル及び第二のチャンネルの周波数応答が調節される、請求項1\_0～1\_2のいずれか一項に記載の方法。

【請求項14】

前記第一のチャンネルの周波数応答と前記第二のチャンネルの周波数応答とが相互に独立に調節される、請求項1\_3に記載の方法。

【請求項15】

前記第一のチャンネル及び第二のチャンネルにおける信号が増幅され、2つのチャンネルに対して別々に増幅を調節することができ、又は両チャンネルに共通の調節として増幅を調節することのできる、請求項1\_0～1\_4のいずれか一項に記載の方法。